

瀬戸市条例の規定における元号等の取扱いに関する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 号

瀬戸市条例の規定における元号等の取扱いに関する条例

瀬戸市条例の規定中、次の表の左欄に掲げる元号等については、同表の右欄に掲げる元号等と読み替えて適用する。

平成 3 1 年度	令和元年度
平成 3 1 年 5 月 1 日	令和元年 5 月 1 日
平成 3 1 年 7 月 1 日	令和元年 7 月 1 日
平成 3 1 年 8 月	令和元年 8 月
平成 3 1 年 9 月 3 0 日	令和元年 9 月 3 0 日
平成 3 1 年 1 0 月 1 日	令和元年 1 0 月 1 日
平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日	令和元年 1 0 月 3 1 日
平成 3 1 年 1 1 月	令和元年 1 1 月
平成 3 2 年 3 月 3 1 日	令和 2 年 3 月 3 1 日
平成 3 2 年度	令和 2 年度
平成 3 2 年 4 月 1 日	令和 2 年 4 月 1 日
平成 3 2 年 1 0 月 1 日	令和 2 年 1 0 月 1 日
平成 3 2 年 1 1 月 2 日	令和 2 年 1 1 月 2 日
平成 3 3 年	令和 3 年
平成 3 3 年 1 月 1 日	令和 3 年 1 月 1 日
平成 3 3 年 3 月 1 日	令和 3 年 3 月 1 日
平成 3 3 年 3 月 3 1 日	令和 3 年 3 月 3 1 日
平成 3 3 年度	令和 3 年度
平成 3 3 年 1 0 月 1 日	令和 3 年 1 0 月 1 日
平成 3 3 年 1 1 月 1 日	令和 3 年 1 1 月 1 日
平成 3 4 年 3 月 3 1 日	令和 4 年 3 月 3 1 日

平成 3 4 年度	令和 4 年度
平成 3 4 年 1 0 月 1 日	令和 4 年 1 0 月 1 日
平成 3 6 年 3 月 3 1 日	令和 6 年 3 月 3 1 日
平成 3 5 年度	令和 5 年度
平成 3 6 年 9 月 3 0 日	令和 6 年 9 月 3 0 日
平成 4 3 年度	令和 1 3 年度

附 則

この条例は、令和元年 5 月 1 日から施行する。